

令和6年度

男女雇用平等セミナー

受講
無料

ハラスメントの未然防止と 発生時に取るべき対応

今や、ハラスメント対応は、働く者の人権擁護はもとより、企業のリスク管理・持続可能性の観点からも必須課題です。

使用者は、法に則り迅速・適正な法的措置を取らねばならない立場にあるところ、未然防止の取組への理解が不徹底であったり、発生時の初動対応を誤ることで、問題を複雑化・長期化させ、当事者を傷つけ、職場環境全体や組織そのものを危うくしてしまう例も少なくありません。

本セミナーでは、多数のハラスメント案件を手掛け、働く者の目線から使用者に前倒しの実効的助言を行う講師が、事例を交えながら予防・解決に向け、使用者が心がけるべきポイントを解説します。

令和7年1月24日(金)13:30~15:30

ハラスメントゼロを目指し、使用者が押さえておくべき基礎知識

- 1 パワハラ、セクハラ・SOGIハラ、マタハラ
事例にみるそれぞれの本質的特徴
- 2 パワハラ、セクハラ・SOGIハラ、マタハラ
押さえておくべき法的知識・裁判例
- 3 いざというときのハラスメント発生への備え
事例にみる、解決に向け利用できる機関とそれぞれの特徴

両日ともセミナー終了後、講師及び
労働相談情報センター職員による
個別相談会を行います。

(当日予約制・16:30まで)

令和7年1月31日(金)13:30~15:30

問題を激化、複雑化させないため、職場に求められる、

ハラスメント発生時にとるべき対応や予防の取組

- 1 もう間違えない、初動対応
- 2 もう間違えない、申告者・行為者対応
- 3 事実確認・調査段階で心がけるべきポイント



会場

東京都南部労政会館 第5・6会議室
品川区大崎1-11-1ゲートシティ大崎 ウエストタワー2階



対象

定員75名
使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方



申込方法

電話、インターネットからお申し込みください。
東京都労働相談情報センター大崎事務所
03(3495)4872



手話

無料、事前申込制
ご希望の方は、1日目分については、
1月8日(水)までに、2日目分については、
1月15日(水)までにインターネットからお
申し込みください。

主催 東京都労働相談情報センター大崎事務所

共催 品川区・目黒区・大田区・世田谷区

講師

弁護士
あくつ

坏

由美子 氏



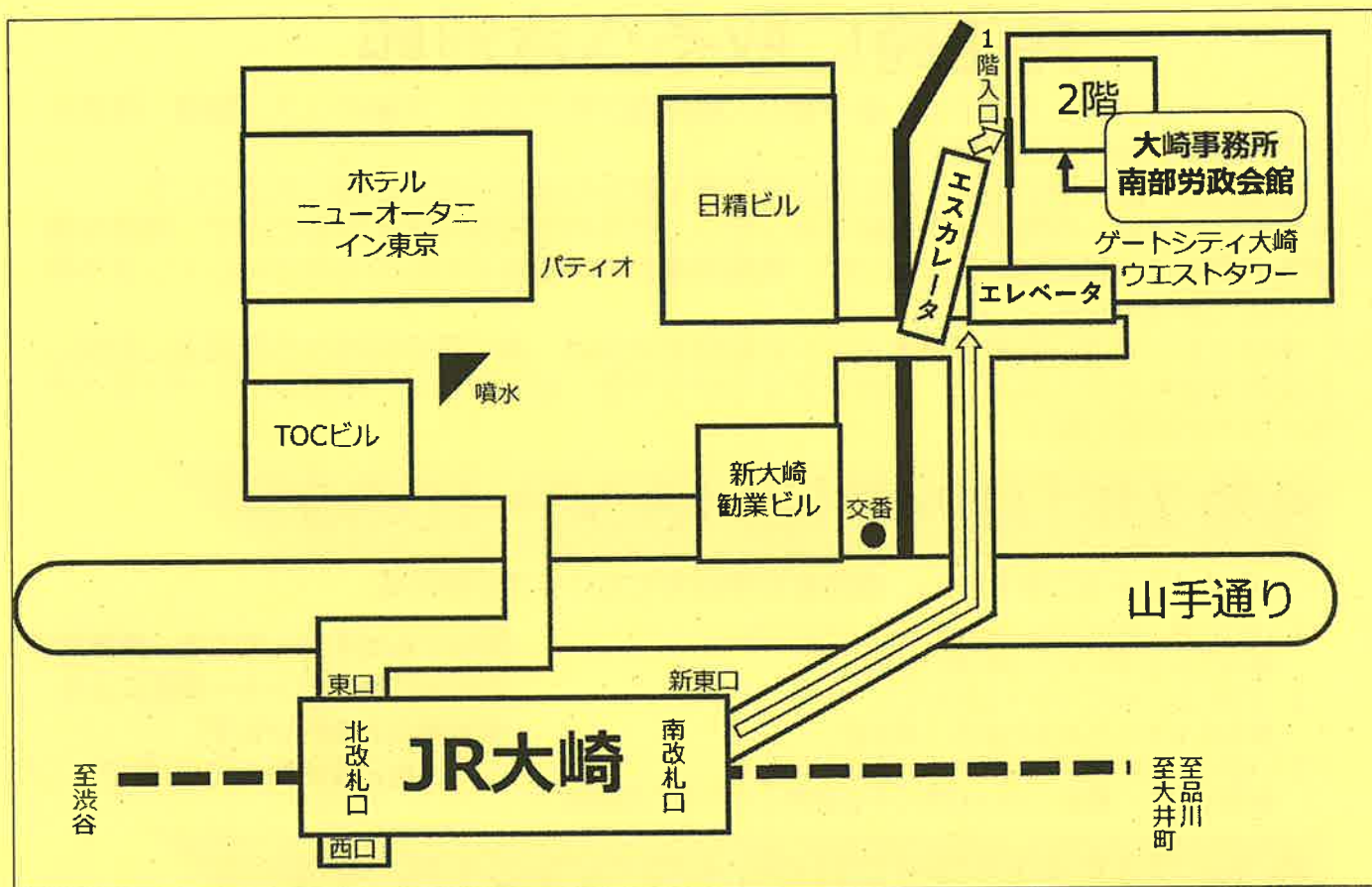
後援 港区

東京都産業労働局HP
「TOKYOはたらくネット」



セミナー会場案内図

東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階
東京都南部労政会館 第5・6会議室



- ・JR「大崎駅」南改札口、新東口より徒歩3分。
- ・連絡デッキのエスカレータ又は専用エレベータで1階に降り、1階入口よりお入りください。

写真付き案内はこちらを参照ください。 →

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※ 受付は講義開始45分前より行います。



- お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のために利用します。
その他の目的で使用することはありません。
- 天災等による交通機関の運行等の影響により、セミナー開催を急遽中止又は延期することがあります。
その場合は、ホームページに掲載しますので、会場にお越しの際に、申込先に記載のURLをご確認ください。

～公正な採用選考のために～

「東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。

詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。